

# ケースで学ぶ

# 相続預金払戻しの必要書類の見方

執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

## 第9回

### 相続人に後見人等が選任されている場合の関係書類の見方

お客様から相続人の中に判断能力が十分でない人がいることを告げられました。相続預金の払戻しにあたって、どんな対応が必要ですか。また、後見人等選任に関する書類の見方を教えてください。



により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助する成年後見人等を付けてもらう制度です。

本人の判断能力が衰えた後、必要に応じて親族等が家庭裁判所に對して申し立てるもので、医師の鑑定書、診断書、本人のためにどのような保護・支援が必要か等の個別事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分かれます（図表参照）。

#### 後見・保佐・補助で代理や同意の範囲が異なる

**相** 続人の中に認知症等で判断能力を失っている人がいる場合には、家庭裁判所で選任を受けた成年後見人等が、本人を代理してまたは同意を与えうえて、遺産分割協議を行う必要があります。したがって、相続届や遺産分割協議書等の署名押印欄について、その成年後見人等が関わることとなります。

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症など精神上的の障害

①後見：精神上的の障害により、判断能力がまったくない状況にある方を保護する内容となっています。後見人は本人を代理して遺産分割協議を行うこととなります。

②保佐：精神上的の障害により、判断能力が著しく不十分な方を保護・支援するための制度です。遺産分割協議（民法13条1項に定める行為に含まれる）には、保佐人の同意が必要となります。なお、

人に代理権や同意権を与えているような場合には、①後見や②保佐制度と同様の手続きが必要です。後見人は、本人の財産を保全することを使命としますので、法定相続分を下回るような内容の遺産分割には原則応じられません。

相続届などの書類への署名押印が困難であるなど、相続人の中に判断能力を欠いていると思われる人がいる場合には、まずは成年後見制度について説明し、家庭裁判所で成年後見人等の選任を受けるよう案内しましょう。

後見人等が選任されている場合には、3つの類型や後見人等に与えられた権限を丁寧に確認しなければなりません。遺産分割協議書や相続届の署名押印欄の様式が異なります（サンプル1）。遺産分割協議書や相続届に、相

代理権の場合には本人の署名押印は不要。後見人等の署名押印を確認

同意権の場合には本人に加えて保佐人等の署名押印を確認

本人と後見人等が相続人ではないかを確認

家庭裁判所で補助人が選任されていることを確認

補助人に対し代理権の付与がされていることを確認

付与された代理権の範囲に遺産分割が含まれていることを確認

### サンプル1 遺産分割協議書の署名欄

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

【後見人等に代理権がある場合】  
令和2年11月11日  
秋田県秋田市秋田1丁目1番1号 相続人 近代花子  
上記 後見人 青森県青森市青森2丁目2番2号 古代進 ㊟

【保佐人等に同意権がある場合】  
秋田県秋田市秋田1丁目1番1号 相続人 近代花子 ㊟  
上記 保佐人 青森県青森市青森2丁目2番2号 古代進 ㊟

### サンプル2 登記事項証明書（補助人選任+代理権付与のケース）

登記事項証明書

補助開始の裁判  
【裁判所】秋田家庭裁判所  
【事件の表示】令和2年（家）第123号  
【裁判の確定日】令和2年10月18日  
【登記年月日】令和2年10月25日  
【登記番号】第2020-234号

被補助人  
【氏名】近代 花子

補助人  
【氏名】古代 進

～ 割愛 ～

【代理権付与の裁判確定日】令和2年10月18日  
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり  
【登記年月日】令和2年10月25日  
上記のとおり後見登記等ファイルに記載されていることを証明する。  
令和2年11月1日 東京法務局 登記官 東城照男 ㊟

登記事項証明書（別紙目録）

代理行為目録  
3 相続の承認もしくは放棄または遺産の分割  
～以下割愛～

### ポイント

- 後見人・保佐人・補助人は、本人の判断能力の程度に応じて選任される
- 相続手続きでは、類型や後見人等に与えられた権限などを丁寧に確認する

成年後見登記制度は、成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などを登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書を発行することによって登記情報を開示する制度です。

なお、本人と後見人等がともに相続人である場合は、利害が対立する状態になります。その場合は、遺産分割に対して特別代理人を選任するなどの対応が必要になります。